

口蹄疫に関するお知らせ

宮崎県で口蹄疫の発生が確認され感染が拡大しているのを受け、登米市でも「口蹄疫警戒本部」を設置し、初動対応の事前確認および情報収集を行い、口蹄疫ウイルスの侵入を防ぐための対策を行っています。

ここでは、皆さんに最低限知ってほしい内容をお知らせします。

❖口蹄疫ってどんな病気なの？

口蹄疫ウイルスが原因で、^{ぐうているい}偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、めん羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気です。

口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられます。子牛や子豚では死亡することもあります。しかし、成長した家畜では死亡率が数パーセント程度とされています。しかし、偶蹄類動物に対するウイルスの感染力が非常に強いので、ほかの偶蹄類動物にうつさないようにするための措置が必要です。

❖牛肉や豚肉を食べたり、牛乳を飲んだりして口蹄疫にかかることはあるの？

人が肉を食べたり、牛乳を飲んだりしても口蹄疫にかかることはありません。ほかの偶蹄類動物にうつさないようにするため、口蹄疫が発生した農場の家畜は殺処分して埋めるとともに、発生した農場周辺の牛や豚の移動を制限しています。このため口蹄疫にかかった家畜の肉や牛乳が市場に出回ることはありません。

❖大切な家畜を口蹄疫から守るために

口蹄疫の発生予防・まん延防止のために以下のポイントに注意しましょう。

- ①農場を訪問する車や持ち込む器具などは必ず消毒しましょう。
- ②関係者以外の農場への立ち入りは極力控えましょう。
- ③飼養する家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- ④おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

【問い合わせ】

宮城県東部家畜保健衛生所 ☎ 0220 (22) 2395
 ※緊急連絡先（合同庁舎代表） ☎ 0220 (22) 6111
 登米市産業経済部農産園芸畜産課 ☎ 0220 (34) 2713



※口蹄疫の詳しい情報は、動物衛生研究所のホームページでも確認できます。

【URL】 <http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

介護保険サービス利用者の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・認知症対応型通所介護（予防含む）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス利用者で、下表の条件をすべて満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。

◇軽減制度の内容

	課税など	市町村民税非課税世帯
対象者の条件 ※右記の条件をすべて満たす人	収入	年間収入が単身世帯で150万円未満、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額未満
	預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円未満、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額未満
	資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと（出荷米、資産を活用しての収入があれば非該当）
	扶養	負担能力のある親族に扶養（税扶養、健康保険扶養）されていないこと
	納税	介護保険料を滞納していないこと
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額（サービス利用料の1割相当額）と食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額	
軽減割合	対象サービス利用者負担 28/100 食費・居住費など 25/100	

②介護保険負担限度額認定制度

被保険者が市町村民税非課税世帯に属している場合、または特例減額措置の基準を満たしている場合に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設などで入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）を軽減するものです。

特例減額措置の基準（短期入所には適用されません）

- 市町村民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属していて以下のすべての要件を満たしている場合
- ①世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割＋食費全額＋居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。
 - ②世帯の預貯金などが450万円以下であること。
 - ③日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④介護保険料の滞納がないこと。

◇申請手続き

基準や要件を満たし、①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、②介護保険負担限度額認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」または「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。

なお、平成22年6月30日までの認定証を持っている人は、更新手続きが必要になります。

【申請場所】 福祉事務所長寿介護課介護給付係または各総合支所市民福祉課市民福祉係

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 介護給付係 ☎0220 (58) 5551